

農地法第3条許可申請書の添付書類

○申請書は、譲受人（借入）が向日市内の場合 1部（農業委員会許可）

	添付書類	備考	部数	チェック
1	土地登記簿謄本		1部	
2	法人登記簿謄本	申請者が法人の場合	1部	
3	定款または寄附行為の写し	申請者が法人の場合、原本証明が必要	1部	
4	公図の写し	申請土地をマーカー等で囲う	1部	
5	土地の位置図	申請土地をマーカー等で囲う	1部	
6	耕作状況等証明書	譲受人が市外に農地を所有・耕作している場合、耕作地の農業委員会の証明	1部	
7	営農計画書	譲受人が許可後の営農計画を記載する	1部	
8	誓約書	譲受人が申請土地を耕作する誓約書	1部	
9	小作に関する合意解約書		1部	
10	仮登記・抵当権抹消承諾書	仮登記・抵当権が設定されている場合	1部	
11	委任状	代理人が申請する場合	1部	

※その他、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

【農地法第3条の許可ができない場合】

- 1 不耕作目的
 - (1) 権利を取得しようとする者が取得後すべての農地等の耕作を行うと認められない場合
 - (2) 取得後、すぐに転用するために申請する場合など。
- 2 常時従事しない場合
自ら農作業に従事しないで、他の者に農作業を任せることを前提に取得する場合など。
- 3 下限面積を下回る場合
権利を取得しようとする者又はその世帯員の取得後の合計農地面積が下限面積（4,000㎡）を下回る場合
- 4 効率的利用をしない場合
住所地から取得しようとする農地までの距離が、その農地を有効的に利用できないほど遠い場合

【注意事項】

- ◎ 登記簿謄本等公的証明については、提出日以前3か月以内に交付を受けたものを添付してください。
- ◎ 登記簿謄本に記載されている住所・氏名と、申請人の現住所・氏名が異なる場合は、戸籍の附票等が必要です。
- ◎ 本申請にかかる誓約書以外に地元農家組合の誓約書が必要な場合があります。

問い合わせ先

向日市農業委員会事務局

電話 075-874-2485（直通）

075-931-1111（代表）（内線）843